

エディトリアル

障害者自立支援法全面施行

川井 充

IRYO Vol. 61 No. 3 (161) 2007

キーワード 障害者自立支援法, 三障害, 国立病院, 療養介護, 地域生活支援

障害者自立支援法が2005年10月に成立し、2006年4月1日から一部施行、10月1日全面施行された。国立病院機構および国立の医療機関(国立病院等)は政策医療を通じて障害者福祉と関係する医療に深くかかわってきた。筋ジストロフィーや神経難病、重症心身障害、精神疾患、知的障害の医療を担当する多くの医療機関ではこの法律の施行にそなえて準備をすすめ、4月と10月の施行日を迎えたはずである。現実には療養介護サービスを提供する医療機関のほとんどは国立病院等である。施行をむかえて医療や福祉の現場では幾多の混乱を生じたが、とにかく障害者自立支援法という列車は線路の上を走りはじめたことは間違いない。私の知る範囲でも、利用者から自己負担増に耐えられないという声があったり、障害区分認定に地域格差あったり、制度はあっても現実にはサービス提供事業所がない地域があったり、障害程度区分認定で療養介護対象とならない施設入所者がいたり、疾患によって療養介護の対象となる基準が異なっていたりして、この新しい制度は施行時にすでにいくつもの問題が指摘されている。いくつもの激変緩和策がほどこされているとはいっても、今後の病院や事業所の経営面への影響も心配である。これまで国立病院等の現場はこの制度のスタートにむかって施設認定、個別支援計画の作成、利用者との契約に全力を注いできた。今後はサービスの内容が利用者の満足の得られるものになっているかが問

われるはずであり、その検証が重要な課題である。

この特集は、自立支援法全面施行という記念すべき新しい制度のスタートを機会に、この制度が生まれるに至った背景とめざすところを理解するとともに、スタートの時点での身体障害、精神障害、知的障害のいわゆる「三障害」の自立支援の現状と問題点を整理して、今後の制度改正や介護保険制度との一元化などの議論に資することを目的として編集された。とくに筋ジストロフィーや重症心身障害の領域では、国立病院等が独占的に関与しており、この領域の施設認定のための準備にかかわってきた国立病院機構の関係者が執筆しているので、資料価値の高いものになっている。また、精神障害、知的障害の領域ではこの領域の福祉と医療の双方に深くかかわってきた執筆者が解説と現状分析と提言を行っており、この領域外の人にとっても理解が深められる内容になっている。また地域生活支援事業については市町村と都道府県の役割と事業展開の現状と課題について都道府県の担当部署に解説をお願いした。

この企画が決定したのは10月の編集会議で、10月末に先生方に執筆をお願い申し上げたにもかかわらず、2カ月以内に全員が御脱稿下さり、このテーマが新鮮なうちに3月の刊行に間に合わせることができたことは編集者の大きな喜びである。この特集が、将来にわたり日本の障害者福祉を考える上で重要な資料となること強く願うものである。

国立病院機構東埼玉病院

別刷請求先：川井充 国立病院機構東埼玉病院 副院長 〒349-0196 埼玉県蓮田市黒浜4147

(平成19年1月9日受付、平成19年1月19日受理)

Complete Enforcement of the Services and Supports for Persons with Disabilities Act Mitsuru Kawai

Key Words: Services and Supports for Persons with Disabilities Act, 3 disabilities, national hospitals, care under medical management, life supports in local community